

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、就職氷河期世代の就労希望者の正規雇用化を支援するため、市長が指定した職業能力向上のための座学研修及び職場実習を受講した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 座学研修 浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業における座学研修のことをいう。
- (2) 職場実習 浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業における職場実習のことをいう。
- (3) 座学研修補助金 座学研修を受講した者に対し交付する補助金のことをいう。
- (4) 職場実習補助金 職場実習を実施した者に対し交付する補助金のことをいう。
- (5) 市内企業等 浜松市内に勤務地がある事業活動を行うものをいう。（国及び地方公共団体を除く）

(補助事業者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内に住所を有する就職氷河期世代の就労希望者で、次に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 1993年（平成5年）から2004年（平成16年）に学校卒業期等を迎えた者。
 - (2) 市内企業等において正規雇用による就職又は転職の意思がある者
 - (3) 市税を完納している者、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、当該年度において事業内容が同一の事業につき1回の申請に限る。

- (1) 座学研修
- (2) 職場実習

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 座学研修補助金

一時間当たり 800 円とし、一人一日当たり 5,000 円を上限とする。ただし、一時間に満たない時間数がある場合は、その時間数を切り捨てる。なお、一人 30,000 円を上限とする。

(2) 職場実習補助金

一時間当たり 1,000 円とし、一人一日当たり 5,000 円を上限とする。ただし、当該年度において一人 25,000 円を上限とする。なお、一時間に満たない時間数がある場合は、その時間数を切り捨てる。

(受講及び交付の申請)

第6条 座学研修及び職場実習を受講しようとするときは、当該事業を実施する前において市長が定める時期までに、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講及び補助金交付申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 学校卒業期等を示す書類

(2) 申請日までの職歴等を示す書類

(3) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)

(4) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(受講及び交付の決定並びに条件)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、受講及び補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講及び補助金交付決定通知書」(第4号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業を中止する場合は市長に届け出なければならないこと。

(2) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

(3) 第12条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期日を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(4) 第12条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額

との相殺をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(補助事業の中止)

第8条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業を中止した場合は、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講中止届」(第5号様式)により中止した日から起算して14日以内に市長に届け出なければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 座学研修及び職場実習を修了した補助事業者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金実績報告書」(第6号様式)に座学研修及び職場実習の修了を証する書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付確定通知書」(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条2項の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助金交付対象者は、市長が定める時期までに市長に対し、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金請求書」(第8号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分違反したとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金交付対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助金交付対象者に対し、「浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付決定取消通知書及び返還命令書」（第9号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第13条 補助金事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和6年度までの補助金に適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講及び補助金交付申請書

申請者氏名

（自署の場合は押印不要）

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業について趣旨を理解し、指定の講座を受講するとともに、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金を交付されたく申請いたします。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日（満 歳）
住所	浜松市 区
電話番号	（ ） —
学卒期	平成 年 月 _____ 卒業・中退 ※最終学歴校等（中退含む。）を記載
受講希望コース	
職場実習希望 実施時間数	_____時間（上限25時間）

添付書類

- (1) 学校卒業期等を示す書類
- (2) 申請日までの職歴等を示す書類

第2号様式（第6条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所
請求者
氏名

（自署の場合は押印不要）

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、市税納付・納入状況を確認することに同意します。

記

申請補助金 就職氷河期世代インターンシップ等支援事業座学研修補助金及び
就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金の承認申請又は交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講及び補助金交付決定通知書

浜松市長

年 月 日付で申請のあった浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講及び浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金について次のとおり条件を付して補助します。

記

1 受講及び交付決定額等

氏 名		
生 年 月 日		
住 所		
受 講 コ ー ス		
職場実習 予定実施時間数	時間	
交 付 決 定 額	座学研修補助金 円	職場実習補助金 円

2 条件

- 補助事業を中止する場合は市長に届け出なければならないこと。
- 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- 第12条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期日を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- 第12条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

3 その他

上記交付決定額は、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金要綱第7条に基づき精査した補助上限額です。補助金交付額は、事業終了後（実績報告書提出後）に確定となります。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業受講中止届

申請者氏名

（自署の場合は押印不要）

私は、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業における講座等の受講を中止しましたので届出いたします。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日
住所	浜松市 区
電話番号	() -
受講コース	
中止日	令和 年 月 日

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金実績報告書

申請者氏名

（自署の場合は押印不要）

年 月 日 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業の受講等下記のとおり実施したので報告いたします。

記

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日
住所	浜松市 区

（1）就職氷河期世代インターンシップ等支援事業座学研修補助金

座学研修のコース			
座学研修の修了日	令和 年 月 日		
総受講時間（座学研修補助金額）	時間	×800円	= 円・・・①

（2）就職氷河期世代インターンシップ等支援事業職場実習補助金

職場実習先名称			
職場実習の修了日	令和 年 月 日		
職場実習実時間（職場実習補助金額）	時間	×1,000円	= 円・・・②

（3）補助金確定を受けたい額（①+②）

					円
--	--	--	--	--	---

添付書類 座学研修及び職場実習の修了を証する書類

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付確定通知書

浜松市長

年 月 日付の実績報告書を審査の結果、下記金額について、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金として確定します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	

(1) 座学研修補助金

座学研修のコース	
座学研修補助金確定額	円

(2) 職場実習補助金

職場実習先名称	
座学研修補助金確定額	円

(3) 交付確定額 < (1) と (2) の合算額 >

					円
--	--	--	--	--	---

注 上記確定額に不服がある場合は、書類受領後5日以内に書類をもって市長に異議の申立ができます。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所
請求者
氏名

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号にて浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金の交付確定を受けた下記について、請求します。

記

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金

金額 (金額の頭部に金を 記入してください。)									円
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

【振込先】

金融機関名	銀行 金庫 ()					本店 支店 ()				
口座名義 (カナ)										
預金種別 (いずれかに○)	普通					当座				
口座番号	第					号				

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）

様

浜松市長

浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援補助金について、浜松市就職氷河期世代インターンシップ等支援事業費補助金交付要綱第12条第1項及び第3項の規定に基づき、交付決定を取消し、補助金の返還を命じます。

記

1 取り消しの理由

2 返還を命ずる額

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

3 交付金額 金 円

4 交付年月日 年 月 日

5 返還期限 年 月 日

※1 指定の納入通知書により納付すること。

※2 指定の納入通知書に記載された納期限までに納付すること。納期限を過ぎた場合は、遅延損害金を請求します。